

# 解説

## 最近の粉飾の事例： 証券監視委としての観点から

ささききよたか  
証券取引等監視委員会事務局総務課長 佐々木 清隆

前回2回にわたり、不公正ファイナンスの問題、それへの監視委の取組みについてご紹介した。今回は、不公正ファイナンスのような近年特に顕著な問題とは対照的に、監視委の対処する証券不公正取引の典型事例である有価証券報告書の虚偽記載(粉飾)の問題についてご紹介したい。

### 1 粉飾事案の摘発増加

監視委が犯則調査、開示検査で摘発する粉飾の件数が、過去数年増加している(下表参照)。

その背景としては、厳しい経済環境の中で、企業の財務内容が悪化し、粉飾のリスクが高くなっていることが挙げられるが、それ以外の環境変化も挙げられる。

まず、平成17年9月に、カネボウの粉飾に関与した中央青山監査法人の公認会計士が刑事告発され、その後、金融庁から同監査法人に対する粉飾事件の摘発件数

	17 事務年度	18 事務年度	19 事務年度	20 事務年度	21.7~ 22.3
課徴金納付命令勧告	0	5	10	12	5
刑事告発	4	1	2	4	2
合計	4	6	12	16	7

(注) 事務年度は、7月から翌年6月。

行政処分が行われたことを受け、監査が厳格化している。このような監査の厳格化は、特に平成18~19年にかけて進行したと思われ、その結果、平成19年3月決算の前後で、過年度の決算の修正、有価証券報告書の提出遅延等につながったものと思われる。

また、平成20年4月以降開示の事業年度から、上場会社に内部統制報告制度(いわゆるJ-SOX)の適用が開始されたことで、上場企業において内部統制の強化が進んだことも、粉飾の問題が発覚し、監視委による摘発につながっている点も指摘できる。

さらに、平成17年度に新たに導入された課徴金調査、開示検査の運用が軌道に乗ってきたことが、特に、開示検査の結果、課徴金納付命令勧告の対象となる事例の増加につながっていると評価できる。粉飾の問題は、誤った有価証券報告書等が市場に開示され、投資家に誤った情報が提供され、投資判断に影響を与えている

点で重大な問題であり、早急に問題の是正を図り、正しい開示が行われることが必要である。そのような観点からは、行政手続としての開示検査を活用して、粉飾の問題に対し、迅速に対応することが必要であると考えている。

### 2 粉飾のパターン

上記のように、近年、監視委が開示検査・犯則調査により立件した粉飾事案は増加しているが、その中から、粉飾のパターンをいくつかに分類してご紹介したい。

#### ① 売上の過大計上

不動産業A社は、上場以来、売上高と利益が驚異的に伸びていたため、業績予想も強気であることが多く、業績達成を強く意識して営業活動を行う傾向にあった。このような状況の中、営業部長Bは、売上高と利益を確保するためには、物件の簿価に通常の利益を上乗せした価格での売却が必要と考えた。

このため、実質は、不動産価格の下落により、簿価を大幅に下回る価格での交換取引にすぎないにもかかわらず、簿価を大幅に上回る価格で売却したこととし、同額を仕入計上

し、結果として売上高、利益及び在庫を過大計上した。売却価格と物件価値との乖離は、2倍を超える水準に達していた。

同様の取引について、過去に会計監査人から、「資金循環取引」に該当し、売上計上できない旨を指摘されていたことから、稟議書を偽造したり、事実と異なる資料を提示して、会計監査人に虚偽の説明を行っていた。

## ② 売上の前倒し

機械製造業C社は、競争激化等により、売上高が減少する一途をたどる中で、メインバンク等の金融機関から黒字確保や予算達成等について、厳しい対応を迫られていた。

そのような中で、会計監査人の要請で、売上計上基準を出荷基準から検収基準に変更したため、変更年度の売上高が減少することを危惧し、売上の前倒し計上を行うようになった。その後も売上高を維持するため、継続して前倒し計上を行っていた。

C社は、得意先に対して検収書の作成を依頼していたほか、出荷前に前倒し計上したものについては、監査対応のために、出荷依頼書等を偽造し、また、工場内から外部倉庫に製品を移動させていた。

## ③ 架空資産の計上

情報・通信業D社は、売上の大幅な増加を見込んでいたものの、製品開発の遅れや価格競争の激化により、当初の業績予想を大きく下回り、大幅な赤字決算となることが確定となった。

同社には借入金に財務制限条項が付されており、赤字決算となって当該条項に抵触することは何としても回避しなければならなかった。

他方、主要得意先の売掛金の最近の支払いが滞るようになつたため、当該得意先に対する担保権を実行し、

製品や売掛金を受け入れたが、被担保債権に満たない残額は請求できない契約となっていた。

D社は、赤字幅が拡大することを回避するために、残額を事業譲渡があったとして、「のれん」として計上するとともに、赤字を回避するために、当該得意先から不良品を無償で譲渡されたように装い、社員の知人が経営する企業に架空の売上を計上した。

さらに、D社は、会計監査人に対し、状況説明を怠った。

## ④ 売上原価の付替え

建設機械製造業E社は、工期の延長やクレーム等により、当初の見積原価と実績の間に乖離が生じるようになった。工事原価の管理担当者は、上司への報告の際、厳しく注意されたこと等から、期末仕掛品を不正に増額して利益操作を行った。

E社は、期末仕掛け品残高を過大に計上することにより、当該決算期の製造原価及び売上原価を過少に計上した。

会計監査人の監査に対しては、不正増額分の架空伝票を作成して原価ファイルに挿入したり、材料費・加工費等の作業時間を集計した発生原価報告書を改ざんする等していた。

## ⑤ 工事進行基準の悪用

機械製造業F社は、その中核事業の1つであるエネルギー・プラント事業本部及び各事業部の原価管理責任者が、利益目標を優先した原価管理を実施しており、また、これらを是正するための本社部門及び事業本部内の内部統制機能を十分に整備していない、又は運用していない状況にあった。

こうした状況の中で、エネルギー・プラント事業の長期大規模工事で適用している工事進行基準において、不適正な原価の圧縮や期末に原価と

して計上すべき費用の把握漏れにより、工事の総発生原価見通しが過少に見積もられ、これに伴う工事進捗率の上昇により、売上高を過大に計上した。

## ⑥ 連結外し

小売業G社は、当時、金融機関による貸し渋り、貸し剥がしが厳しい中、取引銀行から繰り返し返済要求を受けていた。また、グループ会社の上場を見据えて、子会社等の整理統合による特別損失の計上が見込まれていたため、多額の利益を計上する必要があった。そのため、不動産の流動化により資金調達し、併せて売却益を計上することとした。

しかし、不動産の流動化による売却処理が認められるためには、リスク負担割合が、おむね5%の範囲内でなければならず、これを超えた場合には、金融取引として処理しなければならない。これに対応するため、G社は、子会社H社とともに特別目的会社が組成した匿名組合への出資を行い、結果としてリスク負担割合が、H社と合算して5%を超えるにもかかわらず、H社の出資者をG社とは無関係の第三者を装うなど虚偽の概観を作出し、子会社として取り扱わず、売却取引として会計処理した。

その後、不動産を買い戻して不動産流動化スキームを終了させ、本来は計上できない多額の匿名組合清算配当金を計上した。

## ⑦ 循環取引

水産業I社は、会社の組織風土として売上高至上主義が蔓延していたが、そのような状況の中で、事業部長Jは、売上高の増大及び不良在庫の頭化の回避を目的として、循環取引を行い、売上高、利益等を過大

に計上した。

同部長が関係した取引先は十数社に及び、巧みに循環パターンを作出し、取引を一定金額以下に抑えることで、上長の決裁を回避していた。また、同部長の指示により、循環して戻ってくる間に数量、品名等を変えていた。

## 3 粉飾と会計監査人の関与

先のような粉飾の各事例についての一義的な責任は、当該上場企業にあることは明らかである。監視委としては、当該企業の役職員の責任及び法人としての責任を追及することが基本であるが、事例によっては、当該企業に止まらず、当該企業の会計監査人、上場時の引受証券会社、上場を認めた証券取引所の問題も併せて認識される。特に、上場企業の有価証券報告書の適正性について意見を表明する立場にある会計監査人の責任は極めて重いと考えている。

粉飾を行った上場企業における会計監査人の当該粉飾への関与についても、監視委の調査・検査の中で確認するが、その関与の実態は多様である。

まず、最も深刻な事例としては、会計監査人が関与先企業の粉飾を指南する、あるいは積極的に関与する場合である。先に触れたカネボウの

粉飾に関与したとして刑事告発された中央青山監査法人の公認会計士、平成18年3月にライブドアの粉飾に関与したとして同様に刑事告発された港陽監査法人の公認会計士の事例がその典型である。いずれも粉飾を行った上場企業の役職員の共犯として、刑事責任を問われているものである。また、刑事責任を問われるような場合には、通常、公認会計士を

監督する金融庁の行政処分の対象にもなる。

次に、粉飾の共犯として認定される程度の積極的な関与はないが、会計監査人の監査に問題があると認められる場合である。例えば、監査計画立案時の会計監査人としてリスク・アプローチに問題があると思われる事例、また、リスク・アプローチには問題がないとしても、監査手続上問題があると思われる事例も少なくない。具体的には、毎回同じ監査手続を実施しているケースや、会計処理を裏付ける証憑類や商品等の実在性を確認しないケースがみられる。

このような場合には、共犯としての刑事責任が問われることは、通常ないが、公認会計士としての職務遂行に問題があったとして、会計監査人を監督する立場にある金融庁による行政処分の対象にはなり得る。また、日本公認会計士協会による処分等の対応も採られることがある。

さらに、会計監査人としてのリスク・アプローチ及び監査手続に落ち度はないものの、関与先企業による監査対策が巧妙に行われた結果、監査において粉飾を見抜けなかったと、類型化した上で情報提供を行い、監査手続等のどこに問題があったのか、意見交換を行ったところである。

監視委には、公認会計士出身の調査官、検査官が20名弱勤務しているが、監視委の仕事を通じて、上場企業がいかに巧妙に監査対策を講じているかを認識し、「これほどの監査対策が行われていたとは、監査法人勤務時代には想像しなかった」と驚いている者もいるところである。近年、会計監査が厳格化してきている点は評価しているが、厳格化した監

査の目を誤魔化そうとする企業が依然としてあることも事実である。

## 4 日本公認会計士協会との連携

日本公認会計士協会、各監査法人においても、粉飾の事例等について分析され、監査手続の強化、実務指針の作成等の上で活用されてきていると理解している。監視委としては、このような日本公認会計士協会や各監査法人の取組みが一層実効性を上げることを期待している。

以前、この場でもご紹介したが、証券取引所や日本証券業協会等の金融法上の位置付けを持つ自主規制機関に加え、日本公認会計士協会のように証券市場の公正性に重要な役割を持つ団体をも、広義の自主規制機関として認識し、自主規制機能の強化に繋がるような連携を強化していくところである。

そのような観点から、日本公認会計士協会との間では、平成21年秋以降、何回かにわたって、監視委の活動で把握された粉飾のパターンについて、類型化した上で情報提供を行い、監査手続等のどこに問題があったのか、意見交換を行ったところである。また、日本公認会計士協会主催の研修や、大手監査法人での研修の際にも、監視委から最近の粉飾の手口について紹介させていただいているところである。

今後とも、日本公認会計士協会、監査法人との意見交換や本誌面をお借りして、監視委の活動を通じて把握された粉飾のパターン、手口等について、情報提供及び認識の共有を図っていきたいと考えている。

(文中、意見にわたる部分は筆者の個人的見解である)